## 情報館 ❷ 障害者差別解消法の改正

障がい福祉課　☎382-7626　📠382-7607
✉ shogaifukushi@city.suzuka.lg.jp

# 障害者差別解消法の改正についてお知らせします

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が一部改正され、令和3年6月4日に公布されました。なお、公布日から3年以内に施行されます。

## 障害者差別解消法って？

全ての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障がいを理由とする差別の解消を目的とした法律です。

### この法律の対象となる「障がい者」とは

身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人（発達障がい・高次脳機能障がいのある人も含む）、その他の心や体の働きに障がい（難病に起因する障がいも含む）がある人で、障がいや社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人全てが対象です（障がい児も含む）。

## 今回の主な改正点は？

これまで努力義務とされていた事業者による「社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供」が義務化されることになります。

そのため、事業者は障がい者から何らかの配慮を求められた場合、負担が重すぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要な合理的な配慮（合理的配慮）を行うことが求められます。法律の施行に備え、対応などをご検討ください。

### この法律の「事業者」とは

会社やお店はもちろん、同じサービスなどを繰り返し継続する意思を持って行う人たちをいい、ボランティア活動をするグループなども「事業者」に含まれます。

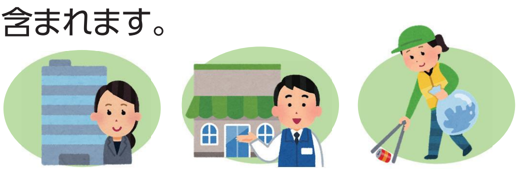

## 合理的配慮とは？

障がいのある方の障がい特性に応じて、座席を決める。

意思を伝え合うために、絵や写真、タブレット端末を使う。

段差がある場合にスロープなどを使って補助する。

障がいのある方から、「自分で書き込むことが難しいので代わりに書いてほしい」と伝えられたとき、代筆して問題のない書類の場合に、その方の意思を十分確認しながら代筆する。

**詳しくは、内閣府ホームページをご覧ください。**
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html